



奨学金基金運営規程運用細則

平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

本細則は、日本原子力学会奨学金基金運営規程（0112）に基づく奨学生基金の資金運用ならびに選考方法等について定めることを目的とする。

第 1 章 資金運用

第 1 条 運用資金は会員からの寄附金等をあてる。

第 2 条 会員年会費の払込用紙には奨学金基金への寄附項目を設け、一口 1,000 円で任意口数を選んでいただくものとする。

第 3 条 賛助会員にも奨学金基金への寄附をお願いする。一口 10,000 円で任意口数を選んでいただくものとする。

第 4 条 フェローに対しても奨学金基金への寄附をお願いする。

第 5 条 寄附者に関しては、氏名を学会誌に掲載する。

第 2 章 選考手続き

第 6 条 小論文のテーマは募集の都度、奨学生小委員会で決定する。

第 7 条 奨学生募集要項は学会誌、ホームページで発表すると共に関係大学へ送付する。

第 8 条 奨学生として理事会で決定された応募者は、その結果を所属の大学とともに通知を受けるものとする。

第 9 条 通知を受けた応募者は、希望する貸与期間、返還義務に関する誓約書を提出するものとする。

第 10 条 なお、奨学生として採用された学生が日本原子力学会の非会員である場合には、学会への入会を勧め、理解を得るものとする。

第 3 章 その他

第 11 条 本細則の改定は、奨学生小委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

附則

- 1 平成 23 年 2 月 1 日 奨学生委員会（第 514 回理事会）制定、平成 23 年 4 月 1 日施行
奨学生小委員会を理事会の小委員会として位置づけたこと、および旧規程 38 の廃止（規程 0304 へ統合）により、旧規程 38 の細則 1 および細則 2 から分離独立
- 2 改定履歴
 - ① 内規を細則に変更し細則 1 および 2 を統合 平成 28 年 2 月 18 日 第 8 回総務財務委員会
起案、平成 28 年 3 月 22 日 第 7 回理事会承認

附則

- 1 平成 28 年 3 月 22 日改定の細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。